

伊勢原市優良建設工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢原市が発注した建設工事（以下「工事」という。）を受注した者のうち、他の模範となる優れた工事を施工したものを表彰することにより、その技術及び意欲の向上を図り、もって本市における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる工事は、表彰を実施する日の属する年度の前年度又は前々年度に完成した工事であって、契約金額が500万円以上かつ伊勢原市請負工事成績評定要領（平成24年6月1日施行）に基づく工事成績評定点が80点以上のもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 優れた現場管理や施工技術を有し、適正な工程管理に基づき施工された工事で、その出来映えが特に優れ、他の模範となるもの
- (2) 著しく困難な条件を克服して完成したもの
- (3) その他市長が特に認めるもの

2 表彰の対象となる者（以下「対象者」という。）は、前項に規定する工事を施工した者とする。

(欠格事項)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1) 表彰日以前の2年の間において、伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領（平成元年伊勢原市告示第26号）により指名停止の処分を受けた者
- (2) その他表彰することが特に不適当と認められる者

(推薦の手続)

第4条 工事担当課長は、第2条の規定に該当する者があるときは、推薦調書

(第1号様式)及び推薦工事概要書(第2号様式)を工事検査主管課長に提出するものとする。

(審査委員会)

第5条 表彰の適否について審査するため、伊勢原市優良建設工事表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には副市長を、副委員長には総務部長を、委員には農林土木主管部長、都市部長、土木部長、下水道担当部長及び教育部長をもって充てる。

4 前項の委員のほか、委員長は必要により関係職員の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

5 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員長は、付議された事案を審査したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、審査委員会の審査結果に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

(表彰の時期)

第8条 第2条に定める表彰は、原則として隔年度に1回実施するものとする。

(庶務)

第9条 審査委員会及び表彰に関する庶務は、工事検査主管課が行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(様式)

第 11 条 この要綱の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 伊勢原市優良建設請負業者感謝状授与基準は廃止する。

附 則

この告示は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 9 年 8 月 1 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、平成 17 年 7 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 19 日告示第 89 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 27 日告示第 125 号）

この告示は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

名称	関係条文	様式番号
推薦調書	第 4 条	第 1 号様式
推薦工事概要書	第 4 条	第 2 号様式